



ポーランドの介護問題への取り組み

もぎ のりえ
茂木 規江

●アダム・ミツキェヴィチ大学民族言語学部 講師

最近身近で頻繁に介護について耳にするようになった。まだ日本ほど深刻ではないが、ポーランドでも高齢者人口の増加に伴う様々な問題を、時折ニュースで取り上げている。他国と同様に、60歳以上のシニア層の抱える問題として、社会的孤立、医療、経済的困窮が挙げられる。

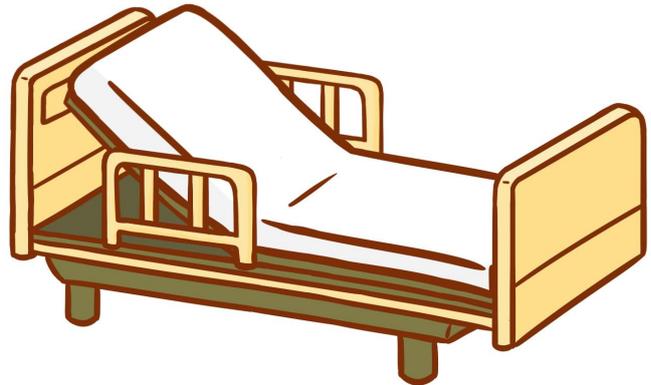
高齢になれば体力が低下し、病気になる確率も高くなる。病状が悪化し日常生活を送るのに困難が生じれば介護が必要になる。このような高齢者の健康管理に取り組むべく設置された高齢者政策省には有効な対応法を期待されている。昔は地域全体で行っていたと言われる高齢者の介護は、核家族化が進んだ現在は配偶者や子供が担っている。より専門的な支援手段が必要になった時に、公が提供しているのは介護サービスだ。

2004年に成立した現行の社会福祉法では介護サービスは要介護者、もしくは、その家族が地方自治体に申請するが、その際、自立できないという医者¹の鑑定書が求められる。介護サービスによって、日常生活に必要な身の周りの世話や医師の指示に従った介護の補助を受けられる。なお、介護サービスは在宅又は介護施設で利用可能だが費用負担が伴う。負担額は利用者本人の収入の70%を超えない範囲と定められているが、高齢者の場合、通常は年金で賄われる。ただし本人が支払えないときは、家族がその義務を負う。

施設を利用する場合、社会福祉施設（DPS）と介護治療施設（ZOL）の選択肢がある。DPSの利用については社会福祉法の第54条に『高齢、病気、又は障害のために24時間の介護が必要で、日常生活で自立できず、介護サービスという形で必要な援助を受けることができない人は、DPSに入所する権利がある』と記されている。DPS入居者は収入の最大70%までの費用を負担し、その他に追加費用が生じれば家族、地方自治体の順で支払い義務がある。問題とされているのは、DPSは公立、民間を問わずそのサービスの質が一定ではない事だ。

在宅介護を希望する寝たきりの患者や慢性疾患患者は、長期訪問看護サービスを利用しながら主治医の協力を得て看護を受ける。訪問看護サービスを利用するには、看護のための患者アセスメントシートを添付した医師の紹介状を地方自治体に提出する。ポーランドは、医師、看護師などの医療スタッフが不足しているので、今後このような看護サービスの足かせになる可能性が高い。

さて、実際に長期訪問看護サービスを利用した人の話では、申請後サービスを受けるまでに要する期間は自治体によって差があるが、その人の場合、3日で認定を受けたと言う。在宅介護に必要な、電動ベッド・歩行補助器具・車いす等は市町村にあるホスピス（財団法人）から貸し出され、



費用は申請者による任意の寄付で賄われる。加えて、介護に必要な品物の金銭的負担、例えば、おむつは処方箋があれば月90枚程度に対して割引適用があり、その際の実質負担は約120ズロチ（約4,000円）だった。原則として訪問看護師は、週4回以上、平日の午前8時から午後8時の間に被介護者宅を訪問する。

さらに、ポズナン市内の公立のD P Sの職員から話を聞いた。この施設は高齢者及び身体障害者兼用の施設である。部屋数は136室、職員総数は約90名、職員の平均年齢は45歳だが、最近は若いスタッフの雇用も増えている。入居者は長期滞在が基本であり、新規入居者は、個室に空きが出るまで2人部屋に割り当てられる。入居者の健康状態に関する様々な事態を考慮して、看護師のほか一般医2名が雇用されている。理学療法士も2名おり、入居者が長期かつ毎日の機能回復訓練を必要とし、重度障害者の場合、施設内でリハビリを行う。その他、作業療法士は週に少なくとも2回の行事を企画している。その上、施設での面会は毎日可能で、特定の面会時間帯は決められていない。外出や外泊も基本的に受付に届け出れば可能で、年間最大21日までの外泊日数に対して入居費用の払い戻しを受けられる。

次に、高齢者介護に関係する新たな制度を紹介したい。2024年に家族・労働・社会政策大臣が承

認した「ケア75+」制度は、75歳以上の高齢者のいる世帯を対象にした制度であり、専門的な介護を含む介護サービスの利用を促進させる目的で導入された。介護者への経済的支援を通じて高齢者の生活の質を向上させ、その為に必要な様々なサービスや商品の利便性を図ることを目指している。制度に参加する自治体は、介護サービスの提供費の60%を国から補助される。介護者はこの制度を利用して仕事と介護を両立できるよう、経済的支援を受けるが、被利用者となるには一定の基準を満たす必要がある。

最後に、介護休暇及び介護給付金について述べたい。介護休暇は労働法に新設された申請後5日間の無給休暇が得られる制度である。医学的な理由でサポートが必要な両親・配偶者・子供等の家族の介護が対象になる。家族以外の同居人（同棲など）の介護に適用される場合もある。介護給付金は、月2,998ズロチ（約10万円）支給され、その間、仕事も続けられる。これらの制度を利用することで、仕事も介護も一手に担う人が身体的にも精神的にも多少なりともゆとりをもつことができるのであれば、意味のある制度と評価されるであろう。

これら高齢者人口の増加に伴う様々な対応策は税金で賄われているが、ポーランドは1人当たりのG D Pが18,688ドル（約290万円、2022年）の国だということを記しておきたい。